



トップアンドコア通信

【令和2年8月31日号】

長引くコロナ禍の影響は企業活動に大きな打撃を与えています。政府からは、事業を縮小せざるを得なくなった企業を対象に様々な施策が行われており、従業員を休業させたときに受給できる雇用調整助成金についても、4月～9月を緊急対応期間として様々な特例措置を認めていたところ、12月までの期間延長が決定しました。ただし、すでにリーマンショック時2年間の支給額を半年で上回っている現状もあり、来年1月以降は「失業者が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置を段階的に縮小」の方針が発表されています。with コロナに備えて、企業として12月以降の対策を本気で講じなければいけない時期にきています。

■ 副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月改定）

平成30年1月に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました。法律や通達で明確な回答が出ていなかった「労働時間の通算」「時間外労働の割増賃金の取り扱い」について、対応が明確に示されています。さらに、副業・兼業を認める企業にとって負荷が大きい「労働時間管理」についても、新たに「管理モデル」という考え方が示されています。

<労働時間の通算について>

原則： 自社の労働時間 + 労働者からの申告により把握した他社の労働時間を通算して行う

時間外労働： 自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して

法定労働時間超があれば後から契約した会社の時間外労働となる

割増賃金の支払：労働時間の通算により時間外労働となる部分のうち、

自社で労働させた時間について割増賃金を支払う必要がある

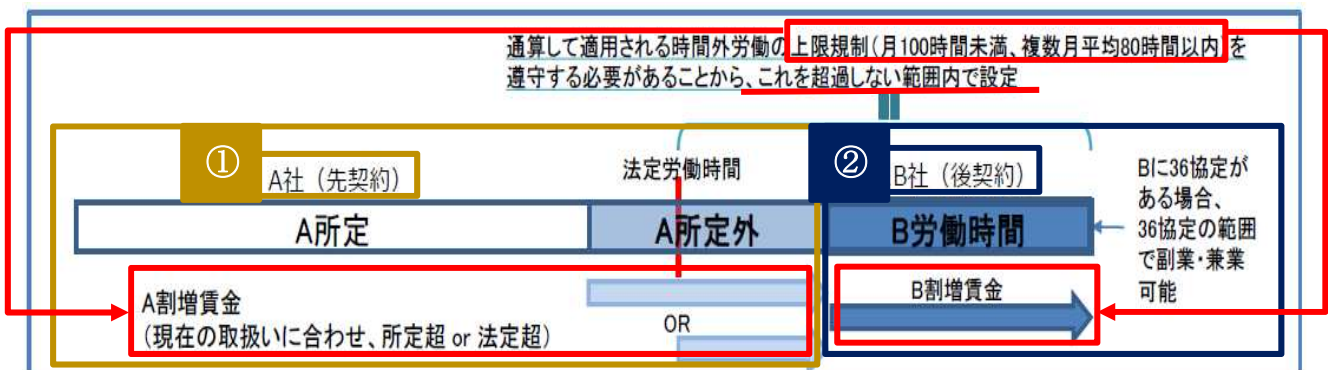


<「管理モデル」について>

上記の他、労働時間の申告等や通算管理における労使双方の手続き上の負担を軽減し、労働基準法が遵守されやすくなる簡便な労働時間管理モデル（「管理モデル」）によることも可能に

【手順】

- ① 副業・兼業の開始前にA社（先契約）が管理モデルによることを依頼→労働者とB社（後契約）が了承することにより導入
- ② A社（先契約）の法定外労働時間+B社（後契約）の労働時間<上限規制の範囲内に設定
※それぞれが設定した時間について割増賃金を支払う



◎あらかじめ設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の労働時間の把握をすることなく労働基準法を遵守することが可能となる

<「36 協定」との整合性について>

原則：労働基準法第 36 条の定めは、個々の事業場における「36 協定」の内容を規制するものであり、それぞれの事業場における延長時間を定める

管理モデル：それぞれの事業場における時間外労働が「36 協定」に定めた延長時間の範囲内であるか否かについては、自らの事業場における労働時間と他の使用者の事業場における労働時間とは通算されない



<健康管理について>

使用者は、労働者が副業・兼業をしているかにかかわらず、労働安全衛生法に基づき健康診断・長時間労働者に対する面接指導・ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を**実施しなければならない**

■ 複数事業労働者への労災保険給付（令和 2 年 9 月 1 日～）

労働者災害補償保険法の改正により、以下について変更となっています（2020 年 9 月 1 日以降に発生したけがや病気等が対象）。

- ・事業主が異なる複数の事業場で就業する労働者の労災保険給付について、**すべての就業先の賃金額を合算した額を基礎**として保険給付額を決定
- ・一つの事業場で労災認定ができない場合でも、**すべての事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して判断**される



様式第5号(裏面)

		②その他就業先の有無
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号（特別加入）		加入年月日
		年 月 日

※改正に合わせて、労災保険給付請求書の裏面に「その他就業先の有無」欄が新設されています

■ 最低賃金額が改定されます（令和 2 年 10 月 1 日～順次）

令和 2 年度の地域別最低賃金額が確定しました。発効年月日は、10 月 1 日～9 日の間で都道府県ごとに異なります。詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

最高額：1,013 円（東京都：昨年額据え置き）

昨年額据え置き：北海道（861 円）、静岡県（885 円）、京都府（909 円）、
大阪府（964 円）、広島県（871 円）、山口県（829 円）

最低額：792 円（秋田県、鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、大分県、沖縄県）



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：contact@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

